

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う

教師の在り方特別部会

教員免許更新制小委員会の設置について

令和 3 年 4 月 2 7 日
「令和の日本型学校教育」を担う
教師の在り方特別部会決定

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会運営規則（令和 3 年 4 月 2 7 日「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会決定）第 2 条の規定に基づき、中央教育審議会に下記の委員会を設置する。

なお、この委員会は、所掌事務に関する審議が終了したときは、廃止する。

○教員免許更新制小委員会

（所掌事務）

教員免許更新制について調査審議すること。